

特216

956

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
18 70 1 2 3 4 5

始



1121

. 956

特 216
956



勅集



聖 勅 集 目 次

明治維新的の勅語	露國に對する宣戰詔勅	攝政宣布の詔書
五箇條の御誓文	日露講和の詔勅	震災復興詔書
徵兵詔書	戊申詔書	精神作興詔書
軍人に賜りたる勅諭	韓國併合の詔書	昭和改元勅語
憲法發布の勅語	践祚の勅語	朝見の勅語
教育勅語	獨國に對する宣戰詔勅	陸海軍に賜りたる勅語
清國に對する宣戰詔勅	在郷軍人に賜りたる勅語	恩赦詔
日清講和の詔勅	即位の勅語	明治節の詔書
遼東還附の詔勅	世界大戰和平の詔書	慈悲救濟の勅語

明治維新の勅語

朕幼弱を以て大統を紹き爾來何を以て萬國に對立し列祖に事へ奉らむや朝夕恐懼に堪さるなり竊に考るに中葉朝政衰へてより武家權を専らにし表は朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の君たるも唯名のみに成り果て其か爲今日朝廷の尊重は古に倍せしか如くにて朝威は倍々衰へ上下相離るゝこ霄壤の如しかゝる形勢にて何を以て天下に君臨せむや今般朝政一新的時に膺り天志下億兆一人も其處を得さる時は皆朕か罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉して億兆の君たる所に背かざるへし往昔列祖萬機を親らし不臣のものあれば自ら將としてこれを征し給ひ朝廷の政總て簡易にして如此尊重ならざる故君臣相親しみて上下相愛し德澤天下に洽く國威海外に輝きしなり然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨我のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新的効をはからず朕徒に九重中に安居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱め奉り下は億兆を苦しめむことを恐る故に朕茲に百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼

述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安に置む事を欲す汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし神州の危急をしらす朕一たひ足を舉れば非常に驚き種々の疑惑を生し萬口紛紜として朕か志をなさらしむる時は是れ朕をして君たるの道を失はしむるのみならず從て列祖の天下を失はしむるなり汝億兆能々朕か志を體認し相率て私見を去り公議を探り朕か業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめは生前の幸甚ならむ

五箇條の御誓文

- 廣く會議を興し萬機公論に決すへし
- 上下心を一にして盛に經綸を行ふへし
- 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まさらしめん事を要す
- 舊來の陋習を破り天地の公道に基くへし
- 智識を世界に求め大に皇基を振起すへし

我國未曾有の變革を爲むとし朕躬を以て衆に先むし天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとす衆亦此旨趣に基き協心努力せよ

明治元年三月十四日

朕惟るに古昔郡縣の制全國の壯丁を募り軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分なし中世以降兵權武門に歸し兵農始めて分れ遂に封建の治を成す戊辰の一新は實に千有餘年來の大變革なり此際に當り海陸兵制も又時に從ひ宜を制せざるへからず今本邦古昔の制に基き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け國家の保護の基を立てんと欲す汝百官有司厚く朕か意を體し普く之を全國に告諭せよ
明治五年十一月二十八日

徵兵の詔書

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬ者ともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有年餘を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率ゐ給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けらしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平になれて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのづから二に分れ古の徵兵はいつごなく壯丁の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士とともに棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年

軍人に賜りたる勅諭

の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯くなれるは人力もて挽回すへきにあらすとは
いひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉
永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其悔をも受けぬへき勢に迫りければ朕か
皇祖仁孝天皇考孝明天皇痛く宸襟を惱し給ひしこそ忝くも亦惶けれ然るに朕幼くして天津日
嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其藩籍を奉還し年を経ずして海内一統の世と
なり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり歴世祖宗の専ら蒼生を憐
み給ひし御遺徳なりといへども併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重を知れるか故にこそ
あれされは此時に於て兵制を更め我國の光を輝さむと思ひ此十五年か程に陸海軍制をは今の
様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ふる所なれば其司々をこそ臣下に任すなれ其大綱は朕親ら
之を攬り肯て臣下に委ぬへきものにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大
權を掌握するの義を存して再び中世以降の如き失態ながらむことを望む朕は汝等軍人の大元帥
なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕が國家
を保護して上天の惠に應し祖宗の恩に報ひまひらする事を得るも得さるも汝等軍人か其職を盡
すと盡さるごによるそかし我國の稜威振はざることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武
維揚りて其榮を輝さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等其職を守り朕と一心になりて力を國家の
保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕
斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述へむ

一 軍人は忠節を盡すを以て本分とすへし 凡生を我國に稟るものは誰かは國に報ゆるの心なか
るへき況して軍人たらむ者は此心の固からては物の用に立ち得へしとも思はれす軍人にして報
國の心堅固ならされば如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にはしかるへし其隊伍も整ひ
節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同しかるへし抑國家を保護し國權
を維持するは兵力にあれば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はす政治に拘は
らす只々一途に己か本分の忠節を守り義は山岳よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操
を破りて不覺を取り汚名を受くるなけれ

一 軍人は禮儀を正くすへし 凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて
統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任の者に服從すへきものそ
下級のものは上官の命を承ること實は直に朕が命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあら
すとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すへし又上級の者は下級
の者に向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其外
は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮
儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらむには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは
國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一 軍人は武勇を尚ふへし 夫武勇は我國にては古よりいとも貴へる所なれば我國の臣民たらむ
もの武勇なくてはかなふまし況して軍人は戦に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよ

かるへきかさはれ武勇には大勇あり小勇ありて同からす血氣にはやり粗暴の振舞などせむは武勇とはいひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殲して事を謀るへし小敵たりとも侮らす大敵たりとも懼れず己が武職を盡さんこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々人に接るには溫和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一 軍人は信義を重んずへし 凡信義を守ること常の道にはあれとわけて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらむこと難かるへし信とは己か言を踐み行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思はゝ始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし膽氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てむとすれば進退谷まりて身の措き所に苦しむことあり悔るとも其詮なし始に能々事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踰むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止ることよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に遇ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例歎からぬものを深く警めてやはあるへき

一 軍人は質素を旨とすへし 凡質素を旨させされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華美的風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病

の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を警め置きつれど猶も其惡習の出むことを憂ひて心安からねは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓を等閑にな思ひそ
右の五箇條は軍人たらむもの暫も忽にすへからすさて之を行はむには一の誠心こそ大切なれ抑此五箇條は我軍人の精神にして一の誠心は又五箇條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれは何事も成るものそかし况してや此五箇條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひなむ朕一人の憚のみならむや

明治十五年一月四日

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す
惟ふに我が祖我か宗は我が臣民祖先の協力輔翼に倚り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成績を貽したるなり朕我か臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉體し朕が事を獎順し相與に和衷協同し益々我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿德良能を發達せしめんことを願ひ又其の翼賛に依り與に俱に國家の進運を扶持せんことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履践し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に施行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕か之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫は將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを慇らさるへし

朕は我が臣民の權利及財產の安全を貴重し及之を保護し此の憲法及法律の範圍内に於て其の享

有を完全ならしむべきことを宣言す

帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすへし

將來若し此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見るに至らは朕及朕が繼続の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之を紛更を試みることを得ざるへし

朕が在廷の大臣は朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すべく朕が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふへし

明治二十二年二月十一日

教育に關する勅語

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること宏遠に德を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ほし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し德器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれは義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すへし是の如きは獨り朕が忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らむ

斯の道は實に我が皇祖皇帝の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古今に通して謬らず
之を中外に施して悖らす朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸其の徳を一にせんことを庶幾ふ

明治二十三年十月三十日

清國に對する宣戰詔勅

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す朕茲に清國
に對して戰を宣す朕か百僚有司は宜く朕か意を體し陸上に海面に清國に對して交戰の事に從ひ
以て國家の目的を達するに努力すへし苟も國際法に戾らざる限り各々權能に應して一切の手段
を盡すに於て必ず遺漏なからんことを期せよ

惟ふに朕か即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可
なるを信し有司をして常に友邦の誼を篤くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密
を加ふ何そ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して著著隣交に戻り信義を失するの舉に出む
とは

朝鮮は帝國か其の始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自
ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其の内政に干渉し其の内亂あるに於て國を屬邦の拯難に藉き
兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂
を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに

協同事に從はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て
朝鮮に勸むるに其の秕政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以
てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨碍し剩へ辭を左
右に托し時機を緩に以て其の水陸の兵備を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の欲
望を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要擊し殆ど亡狀を極めたり則ち清國の計圖
たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらしめ帝國か率先して之を諸獨立國の列に伍せしめ
たる朝鮮の地位は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て
東洋の平和をして永く擔保なからしむるに存するや疑ふへからず熟々其爲す所に就て深く其の
謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其非望を遂げむとするものと謂はざる
へからず事既に茲に至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに専なりと雖亦
公に戰を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の
光榮を全くせむることを期す

明治二十七年八月一日

日清講和の詔勅

朕惟ふに國運の進張は治平に由りて求むべく治平を保持して克く終始あらしむるは朕か祖宗に
承くるの天職にして亦即位以來の志業たり不幸客歲清國と釁端を啓き朕は止むを得ずして之と

干戈を交へ十餘月の久しき結ひて解くる能はす而して在廷の臣僚は陸海兩軍及議會兩院と共に咸能く朕か旨を體して朕か事を獎め内に在ては參畫經營し費用を給し需供を豊にし防備に力め外に在ては櫛風沐雨祁寒隆暑に暴露し百艱を冒し萬死を顧みず旭旗の指す所風靡せざるなし出征の師は仁愛節制の聲譽を播し外交の政は捷敏快暢の能事を盡し以て能く帝國の威武と光榮とを中外に宣揚したり是れ朕か祖宗の威靈に頼るご雖も百僚臣庶の忠實勇武精誠天日を貫くに非ざるよりは安そ能く此に至らんや朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し汝有衆の協翼に頼り治平の回復を圖り國運進張の志業を成さむとするに切なり今や朕清國と和を講し既に休戰を約し干戈を戢むる將に近に在らむとす清國渝盟を悔ゆるの誠已に明にして帝國全權辦理大臣の協定せる條件克く朕か旨に副ふ治平光榮併せて之を獲る亦文武臣僚の臣に相待て全功を收めたるに外ならず祖宗大業の恢宏今や方に其の基を輩め朕か祖宗に對するの天職は斯に其の重を加ふ朕は更に朕の志を汝有衆に告げ以て將來の嚮ふ所を明にせざるへからず

朕固より今回戦捷に因り帝國の光輝を開發したるを喜ふと共に大日本帝國の前程は朕か即位以來の志業を均く猶ほ甚た悠遠なるを知る朕は汝有衆と共に努めて驕緩を戒め謙抑を旨とし益々武備を收めて武を漬すことなく益々文教を振て文に泥むことなく上下一致各々其の事を勉め其の業を勵み永遠富強の基礎を成さむことを望む戰後軍防の計畫財政の整理は朕有司に信任して専ら贊籌の責に當らしむへしと雖も積累蘊蓄以て國本を培ふは主として億兆忠良の臣庶に頼らさるへからず若夫勝に狃れて自ら驕り漫に他を侮り信を友邦に失ふか如きは朕か斷して取ら

さる所なり乃ち清國に至ては講和條約批准交換の後は其の友交を復し以て善鄰の誼愈々敦厚なるを期すへし汝有衆其れ善く朕か意を體せよ

明治二十八年四月二十一日

遼東還附の詔勅

朕曩に清國皇帝の請に依り全權辦理大臣を命し其の簡派する所の使臣と會商し兩國講和の條約を訂結せしめたり

然るに露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國の政府は日本帝國が遼東半島の壤地を永久の所領とするを以て東洋永遠の平和に利あらすと爲し交ふ朕か政府に懲懲するに其の地域の保有を永久にする勿らむことを以てしたり

顧ふに朕か恒に平和に眷々たるを以てして竟に清國と兵を交ふるに至りしもの洵に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめむとする目的に外ならず而して三國政府の友誼を以て切偲する所事局を難し治平の回復を遲滯せしめ以て民生の疾苦を釀し國運の伸張を沮むは眞に朕か意に非ず且つ清國は講和條約の訂結に依り既に渝盟を悔ゆるの誠を致し我交戦の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ今に於て大局に顧み寛洪以て事を處するも帝國の光榮と威嚴とに於て毀損する所あるを見す朕乃ち友邦の忠言を容れ朕か政府に命して三國政府に照覆するに其の意を以て

せしめたり若し夫れ半島壌地の還附に關する一切の措置は朕特に政府をして清國政府と商定する所あらしめんとす今や講和條約既に批換を了し兩國の和親舊に復し局外の列國亦斯に交誼の厚を加ふ百僚臣庶其れ能く朕か意を體し深く時勢の大局に視微を慎み漸を戒め邦家の大計を誤ること勿きを期せよ

明治二十八年五月十日

露國に對する宣戰詔勅

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す
朕茲に露國に對して戰を宣す朕か陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戰の事に從ふへく朕か百
僚有司は宜く各々其職務に率ひ其の權能に應して國家の目的を達するに努力すへし凡そ國際條
規の範圍に於て一切の手段を盡し違算なからんことを期せよ
惟ふに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益
を損傷せずして永く帝國の安全を將來に保障すへき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義と
爲し旦暮敢て違はさらんことを期す朕か有司も亦能く朕か意を體して事に從ひ列國との關係年
を逐ふて益々親厚に赴くを見る今不幸にして露國と釁端を開くに至る豈朕か志ならんや
帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非す是れ兩國累世の關係に因るのみならず韓國の存
亡は實に帝國安危の繫る所たれはなり然るに露國は其の清國との明約及列國に對する累次の宣

言に拘はらず依然滿洲に占據し益々其の地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にし
て露國の領有に歸せむ乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むへからず故に
朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久に維持せむことを期し有司をして
露國に提議し半歲の久しきに亘りて屢次折衝を重ねしめたるも露國は一も交譲の精神を以て
之を迎へす曠日彌久徒に時局の解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以
て我を屈從せしめむとす凡そ露國か始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むるに由なし
露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急に瀕し帝國の國利は將に侵迫せられむご
す事既に茲に至る帝國か平和の交渉に依り求めむとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求
むるの外なし朕は汝有衆の忠實勇武なるに倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保
全せむことを期す

明治三十七年二月十日

日露講和の詔勅

朕東洋の治平を維持し帝國の安全を保障するを以て國交の要義と爲し夙夜懈らす以て皇猷を光
顯する所以を念ふ不幸客歲露國と釁端を啓くに至る亦寔に國家自衛の必要已むを得ざるに出て
たり開戦以來朕か陸海の將士は内籌畫防備に勤め外進攻出戰に勞し萬難を冒して殊功を奏す在
廷の有司帝國議會と亦善く其の職を盡して以て朕か事を獎め軍國の經營内外の施設其の緩急を

惣らす億兆克く儉に克く勤め以て國費の負荷に任し以て貲用の供給を豊にし舉國一致大業を贊
襄して帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり是固より我が皇祖皇宗の威靈に頼ると雖抑亦文
武臣僚の職務に忠に億兆民庶の奉公に勇なるの致す所ならずむばあらす交戰二十閱月帝國の地
步既に固く帝國の國利既に伸ふ朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒らに武を窮め生民をして永く
銃鎗に困ましむるを欲せむや嚮に亞米利加合衆國大統領の人道を尊ひ平和を重するに出てゝ日
露兩國政府に勸告するに講和の事を以てするや朕は深く其の好意を諒とし大統領の忠言を容れ
乃ち全權委員を命して其の事に當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にし
て始めより交戰の目的たるものと東洋の治平に必要なるものとは露國其の要求に應して以て和
好を欲するの誠を明にしたり朕全權委員の協定する所の條件を覽るに皆善く朕か旨に副ふ乃ち
之を嘉納批准せり朕は茲に平和と光榮とを併せ獲て上は以て祖宗の靈鑑に對へ下は以て不績を
後昆に貽すを得るを喜ひ汝有衆と其の譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や
露國亦既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善鄰の誼を復して更に益々敦厚を加ふることを期せ
さるへからず

惟ふに世運の進歩は頃刻息ます國家内外の庶政は一日の懈なからむことを要す偃武の下益々兵
備を修め戰勝の餘愈々治教を張り然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠
に扶持すへし勝に狃れて自ら裁抑するを知らず驕怠の念從て生するか若きは深く之を戒めさる
へからず汝有衆其れ善く朕の意を體し益々其の事を勤め益々其の業を勵み以て國家富強の基を

固くせむことを期せよ

明治三十八年十月十六日

戊申詔書

朕惟ふに方今人文日に就り月に將み東西相倚り彼此相濟し以て其の福利を共にす朕は爰に益々
國交を修め友義を惇し列國と共に永く其の慶に頼らむことを期す顧みるに日新の大勢に伴ひ文
明の惠澤を共にせむとする固より内國運の發展に須つ戰後日尙淺く庶政益々更張を要す宜く上
下心を一にし忠實業に服し勤儉產を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相識
め自疆息まさるへし

抑々我か神聖なる祖宗の遺訓と我か光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し寔に克く恪守
し淬礪の誠を輸さは國運發展の本近く斯に在り朕は方今之局に處し我か忠良なる臣民の協翼
に倚藉して維新の皇猷を恢弘し祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ爾臣民其れ克く朕か旨を體
せよ

明治四十一年十月十三日

韓國併合の詔書

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ又常に韓國が禍亂

の淵源たるに顧み曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せむことを期せり
爾來時を経ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るへきものありと雖韓國の現制は尙未た治安の保持を完するに足らず疑懼の念毎に國內に充溢し民其の堵に安せず公共の安寧を維持し民衆の福利を増進せむか爲には革新を現制に加ふるの避く可らざること瞭然たるに至れり
朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み韓國を擧て日本帝國に併合し以て時勢の要求に應するの已むを得るものあるを念ひ茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり
韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖相當の優遇を受くへく民衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其の康福を増進すへく産業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るへし而して東洋の平和は之に依りて愈々其の基礎を鞏固にすへきは朕の信して疑はざる所なり
朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に從ひ施設の緩急其の宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に賴らしむることを期せよ

明治四十三年八月二十九日

践 祚 の 勅 語

朕俄に大喪に遭ひ哀痛極り罔し但た皇位一日も曠くすへからず國政須臾も廢すへからざるを以て朕は茲に踐祚の式を行へり

顧ふに先帝敍明の資を以て維新の運に膺り萬機の政を親らし内治を振刷し外交を伸張し大憲を制して祖訓を昭にし典禮を頤て蒼生を撫す文教茲に敷き武備茲に整ひ庶績咸熙り國威維揚る其の盛德鴻業萬民具に仰き列邦共に視るに寔に前古未た曾て有らざる所なり

朕今萬世一系の帝位を踐み統治の大權を繼承す祖宗の宏謨に遵ひ憲法の條章に由り之れか行使を怠ること無く以て先帝の遺業を失墜せざらむことを期す有司須らく先帝に盡したる所を以て朕に事へ臣民亦和衷協同して忠誠を致すへし爾等克く朕か意を體し朕か事を獎順せよ

大正元年七月三十一日

獨國に對する宣戰詔勅

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に獨逸國に對して戰を宣す朕か陸海軍は宜く力を極めて戰鬪の事に從ふへく朕か百僚有司は宜く職務に率循して軍國の目的を達するに勗むへし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡し必ず遺算ながらむことを期せよ
朕は深く現時歐洲戰亂の殃禍を憂ひ専ら局外中立を恪守し以て東洋の平和を保持するを念させり此の時に方り獨逸國の行動は遂に朕の同盟國たる大不列顛國をして戰端を開くの已むなきに

至らしめ其の租借地たる膠州灣に於ても亦日夜戰備を修め其の艦艇等に東亞の海岸に出没して帝國及與國の通商貿易爲に威壓を受け極東の平和は正に危殆に瀕せり是に於て朕の政府と大不列顛國皇帝陛下の政府とは相互隔意なき協議を遂て兩國政府は同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するか爲必要なる措置を執るに一致したり朕は此の目的を達せむとするに當り尙努めて平和の手段を悉さむことを欲し先づ朕の政府をして誠意を以て獨逸帝國政府に勸告する所あらしめたり然れども所定の期日に及ふも朕の政府は終に其の應諾の回牒を得るに至らず朕皇祚を踐て未だ幾くならず且今尙皇妣の喪に居れり恆に平和に眷々たるを以てして而かも竟に戦を宣するの已むを得ざるに至る朕深く之を憾也

朕は汝有衆の忠實勇武に倚頼し速に平和を克復し以て帝國の光榮を宣揚せむことを期す

大正三年八月二十三日

在郷軍人に賜りたる勅語

朕惟ふに國防の完備は汝在郷軍人に侍つもの洵に多し汝等戮力協心陸海一致して益々軍人精神を鍛錬し軍事能力を増進し郷にありては忠良なる臣下と爲り軍に従ひては國家の干城と爲り以て其の本分を盡さむ事を期せよ

大正三年十一月三日

即位の勅語

朕祖宗の遺烈を承け惟神の寶祚を踐み爰に即位の禮を行ひ普く爾國民に誥く

朕惟ふに皇祖皇宗國を肇め基を建て列聖統を紹き裕を垂れ天壤無窮の神勅に依りて萬世一系の帝位を傳へ神器を奉して八洲に臨み皇化を宣へて蒼生を撫す爾臣民世世相繼き忠實公に奉す義は則ち君臣にして情は猶は父子のことく以て萬邦無比の國體を成せり

皇考維新の盛運を啓き開國の宏謨を定め祖訓を紹述して不磨の大典を布き皇國を恢弘して曠古の偉業を樹つ聖德回表に光被し仁澤遐陬に霑洽す

朕今不績を續き遺範に遵ひ内は邦基を固くして永く磐石の安を圖り外は國交を敦くして共に和平の慶に頼らむとす朕か祖宗に負ふ所極めて重し祖宗の神靈照鑑上に在り朕夙夜兢業天職を全くせむことを期す朕は爾臣民の忠誠其の分を守り勵精其の業に従ひ以て皇運を扶翼することを知る庶幾くは心を同くし力を戮せ倍々國光を顯揚せむことを爾臣民其れ克く朕か意を體せよ

大正四年十一月十日

世界大戦平和の詔書

朕惟ふに今次の大戦亂は兵戈五年に彌り世界を聳動せしめたるも我が聯合諸友邦勇奮努力の威烈に頼り戰霧一掃平和全く復するに至りたるは朕の甚た擇ふ所なり今斯の紛擾の局を收め安寧

に將來を規るは固より諸友邦の協同變理に須たさるへからす嚮に講和會議の佛國に開かるるや
朕亦全權委員を簡派し其の商議に參せしめしに平和永遠の協定新に成り國際聯盟の規模斯に立
ち是れ朕が中心實に欣幸とする所なると共に又今後國家負荷の重大なるを感じすむはあらざる
なり

今や世運一展し時局丕に變す宜しく奮勵自疆隨時順應の道を講すへきの秋なり爾臣民其れ深く
之に省み進みては萬國の公是に循ひ世界の大經に依り以て聯盟平和の實を擧けむことを思ひ退
いては重厚堅實を旨とし浮華驕奢を戒め國力を培養して時世の進運に伴はむことに勉めざるへ
からず

朕は永く友邦と偕に平和の慶に賴り休明の澤を同くせむことを期し朕が忠良なる臣民の一心協
力に倚籍し衆庶の康福を充足し文明の風化を廣敷し益々祖宗の洪業を光恢せむことを庶幾ふ爾
臣民其れ克く朕か旨を體せよ

大正九年一月十日

大正十年十一月の詔書

朕久しきに亘るの疾患に由り大政を親らすこと能はざるを以て皇族會議及樞密顧問の議を經
て皇太子裕仁親王攝政に任す 茲に之を宣布す

大正十年十一月二十五日

震災復興詔書

朕神聖なる祖宗の洪範を紹き光輝ある國史の成蹟に鑑み皇考中興の宏謀を繼承して肯て慇らさ
らんことを庶幾し夙夜競業として治を圖り幸に祖宗の神佑と國民の協力とに賴り世界空前の大
戰に應し尙克く小康を保つを得たり

爰そ圖らん九月一日の激震は事咄嗟に起り其の震動極めて峻烈にして家屋の潰倒男女の慘死幾
萬なるを知らす刹ヘ火災四方に起りて炎篭天に冲し京濱其の他の市邑一夜にして焦土と化す此
政當時の震災に較ふれば寧ろ凄愴なるを想知せしむ

朕深く自ら戒慎して已まざるも惟ふに天災地變は人力を以て豫防し難く只速に人事を盡して民
心を安定するの一途あるのみ凡そ非常の秋に際しては非常の果斷なかるへからず若し夫れ平時
の條規に膠柱して活用すること悟らす緩急其の宜を失して前後を誤り或は個人若くは一會社
の利益保障の爲に多衆災民の安固を脅すか如きあらは人心動搖して底止する所を知らず朕深く
之を憂惕し既に在朝有司に命し臨機救濟の道を講せしめ先づ焦眉の急を拯ふを以て惠撫慈養の
實を擧げむと欲す

抑も東京は帝國の首都にして政治經濟の樞軸となり國民文化の源泉となりて民衆一般の瞻仰す
る所なり一朝不慮の災害に罹りて今や其の舊形を留めずと雖依然として我國都たるの地位を失

はす是を以て其の善後策は獨り舊態を回復するに止まらず進んで將來の發展を圖り以て春衢の面目を新にせざるへからず惟ふに我忠良なる國民は義勇奉公朕と共に其の慶に頼らむことを切望すへし之を慮りて朕は宰臣に命し速に特殊の機關を設定して帝都復興の事を審議調査せしめ其の成案は或は之を至高顧問の府に諮ひ或は之を立法の府に謀り籌畫經營萬遺算なきを期せんとす

在朝有司能く朕か心を心とし迅に災民の救護に從事し嚴に流言を禁遏し民心を安定し一般國民亦能く政府の施設を翼けて奉公の誠悃を致し以て興國の基を固むへし朕前古無比の天殃に際會して郵民の心愈々切に寢食爲に安からず爾臣民克く朕か意を體せよ

大正十二年九月十二日

精神作興詔書

朕惟ふに國家興隆の本は國民精神の剛健に在り之を涵養し之を振作して以て國本を固くせざるへからず是を以て先帝意を教育に留めさせられ國體に基き淵源に遡り皇祖皇宗の遺訓を掲げて其の大綱を昭示したまひ後又臣民に詔して忠實勤儉を勧め信義の訓を申ねて荒怠の誠を垂れたまへり是れ皆道德を尊重して國民精神を涵養振作する所以の洪謨に非ざるなし爾來趨向一定して効果大に著れて國家の興隆を致せり朕即位以來夙夜兢々として常に紹述を思ひしに俄に災變に遭ひて憂悚交々至れり

輓近學術益々開け人智日に進む然れども浮華放縱の習漸く萌し輕佻詭激の風も亦生す今に及び時弊を革めすんは或は前緒を失墜せむことを恐る況んや今次の災禍甚た大にして文化の紹復國力の振興は皆國民の精神に待つをや是れ實に上下協戮振作更張の時なり振作更張の道は他なし先帝の聖訓に恪遵して其の實效を擧くるに在るのみ宜く教育の淵源を崇ひて智德の並進を努め綱紀を肅正し風俗を匡勵し浮華放縱を斥けて質實剛健に趨き輕佻詭激を致し公德を守りて秩序を保ち責任を重し節制を尚ひ忠孝義勇の美を揚げ博愛共存の誼を篤くし入りては恭儉勤敏業に服し產を治め出てゝは一己の利害に偏せずして力を公益世務に竭し以て國家の興隆と民族の安樂社會の福祉とを圖るへし朕は臣民の協翼に頼りて彌々國本を固くし以て大業を恢弘せむことを冀ふ爾臣民其れ之を勉めよ

大正十二年十一月十日

君か代は

千代に八千代に
さゝれ石の
いはほどなりて
苦のむすまで

昭和改元詔書

朕は皇祖皇宗の威靈により大統を繼け萬機を總ぶ茲に定制に遵ひ元號を建て大正十五年十二月廿五日以後を改めて 昭和元年となす

朝見の勅語

朕皇祖皇宗の威靈に頼り萬世一系の皇位を繼承し帝國統治の大權を總攬し以て踐祚の式を行へり舊章に率由し先德を聿修し祖宗の遺緒を墜す無からんこと庶幾ふ
惟ふに皇祖考叙聖文武の資を以て天業を恢弘し内文教を敷き外武功を耀かし千載不磨の憲章を
頌ち萬邦無比の國體を鞏くせり皇考夙に心を養正に宅き廻ち志を繼明に尚くす不幸中道にして
聖體の不豫なる朕儲貳を以て大政を攝す遽に登遐に遭ひて哀痛極り罔し但皇位は一日も之を曠
くすへからず萬機は一日も之を廢すへからず哀を衝み痛を懷き以て大統を嗣けり朕の寡薄なる
唯兢業として負荷の重きに任へさらんことを之れ懼る
輓近世態漸く以て推移し思想は動もすれば趣舍相異なるあり經濟は時に利害同しからざるあり
此れ宜く眼を國家の大局に着け舉國一體共存共榮を之れ圖り國本を不拔に培ひ民族を無疆に蕃
くし以て維新の宏謨を顯揚せんことを懲むへし

今や世局は正に會通の運に際し人文は恰も更張の期に膺る則ち我國の國是は日に進むに在り日に新にする在り而して博く中外の史に徵し審に得失の迹に鑒み進むや其の序に循ひ新にするや其の中を執る是れ深く心を用ふべき所なり夫れ浮華を斥け質實を尚ひ模擬を戒め創造を勵め日進以て會通の運に乘し日新以て更張の期を啓き人心惟れ同しく民風惟れ和し汎く一視同仁の化を宣へ永く四海同胞の誼を敦くせんことは朕か軫念最も切なる所にして不顯なる皇祖考の遺訓を明徵にし不承なる皇考の遺志を繼述する所以のもの實に此に存す有司其れ克く朕か意を體し皇祖考暨ひ皇考に効せし所を以て朕か躬を匡弼し朕か事を獎順し億兆臣民と俱に天壤無窮の寶窮の寶祚を扶翼せよ

昭和元年十二月二十八日

陸海軍に賜りたる勅語

朕祖宗の威靈に頼り萬世一系の大統を嗣ぐに臨み朕か股肱たる陸海軍人に告く 惟ふに皇祖考夙に汝等軍人に聖訓を降し給ひ皇考亦申ねて聖諭を垂れ給へり汝等軍人眷眷服膺し克く匪躬の節を效し盡忠報國の偉績を建てたり 朕は先朝の慈育愛撫し給へる軍隊を念ひ切に汝等軍人の忠誠勇武に信倚し列聖の遺業を紹述し倍々國威を顯揚し億兆の慶福を増進せんことを冀ふ汝等軍人其れ克く朕か意を體し先朝の訓諭に遵由し審に宇内の大勢を察し深く時世の推移に鑑

み切磋砥礪愈々操守を固くし一意奉公の至誠を擢て以て宏猷を扶翼せんことを期せよ

昭和元年十二月二十八日

恩 裁 詔 書

朕大故に遭遇し傷悼已ます此に有辜を矜み憲章に循ひて恩赦を行ひ以て朕か罔極の哀を申へむとす百僚有衆其れ克く朕か意を體せよ

昭和二年二月七日

慈 惠 救 濟 の 勅 語

朕大喪に丁り特に命して内帑の金を出し各地方に頒賜して以て慈惠救濟の資に充てしむ

昭和二年二月七日

明 治 節 の 詔 書

朕が皇祖考明治天皇盛徳大業夙に曠古の隆運を啓かせたまへり茲に十一月三日を明治節と定め臣民と共に永く天皇の遺徳を仰き明治の昭代を追憶する所あらむとす

昭和二年三月三日

大正十四年一月廿五日
昭和二年三月十八日印發

增補十一版印刷行刷

聖勅集普及版

定價金五拾錢

藏版
東京
大日本會

東京市本郷區本郷五ノ八
大日本會

印刷發行

東京市下谷區初音町一丁目
代表者 渡邊鶴兒

大萬書店

電話下谷一二三一
銀幕東京四八五二八番

終